



2022年10月27日

各 位

会 社 名	株式会社キトー	
代 表 者 名	代表取締役社長	鬼頭 芳雄
コード番号	6409 (東証 プライム)	
問 合 せ 先	執行役員 経営企画本部長	小久保 匡史
	TEL : 03-5908-0161	

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2022年11月11日（金）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年11月11日（金）
- (2) 公告日 2022年10月27日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://kito.com/jp/ir/ept/>

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について

当社は2022年9月22日に公表した「当社及びCrosbyグループの経営統合に係るLifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」及び2022年10月26日に公表した「Lifting Holdings BidCo株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、Lifting Holdings BidCo株式会社（以下「BidCo」といいます。）が2022年9月26日から実施してまいりました当社の普通株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付けの結果、BidCoが所有することとなる当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の90%未満にとどまったため、BidCoからの要請により、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定

News Release (6409 TSE)

めを廃止する旨の定款変更を行うことに係る議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第あらためてお知らせいたします。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- イ 2012年6月22日開催の定時株主総会及び2013年5月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2015年5月29日から2023年5月28日まで）
- ロ 2013年6月20日開催の定時株主総会及び2014年5月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2016年5月28日から2024年5月27日まで）
- ハ 2015年6月23日開催の定時株主総会及び2016年5月31日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2018年6月1日から2026年5月31日まで）
- ニ 2016年6月21日開催の定時株主総会及び2017年5月30日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2019年5月31日から2027年5月30日まで）
- ホ 2017年6月21日開催の定時株主総会及び2018年5月29日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（行使期間は2020年5月30日から2028年5月29日まで）

以上